

- = 県政与党系
- = 県政野党系
- = 中立系

## 石垣市区

| 候補者名<br>(敬称略) | 年齢<br>(5月3日時点) | 政党   | 憲法改正について | その理由   | 憲法9条について                | その理由  | 憲法9条以外の憲法改正についての考え  |
|---------------|----------------|------|----------|--|-------------------------|---|---|
| 大浜一郎          | 62             | 自民現2 | 変えた方がいい  | 自民党では憲法改正に関する条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を掲げ、実現に向けて取り組んでいる。                              | 自衛隊以外の内容も含めて全体的に変えた方がいい | 憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべき。また緊急事態条項についても大いに議論すべきである。                                       | ①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を掲げており、来年は自民党結党から70年の節目の年であり、本年中に我が党の党是である憲法改正実現のため、国民投票を通じ、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す。 |
| 次呂久成崇         | 50             | 無現2  | 変えない方がいい | 日本国憲法は基本的人権の尊重、国民主権を明確に示している。そもそも政府の都合のいい解釈により、憲法の定めから逸脱した行政行為がなされてきた経緯があることから改正議論より忠実に憲法を遵守することが優先されるべきである。 | 変えない方がいい                | 第9条の定めにより、戦後の日本は武力を行使するに至らなかった歴史的事実がある。それがもたらす国民的利益は計り知れなく、現在までの発展を支えてきた。世界に誇れる条文の一文であり、忠実に守られるべき定めだ。 | 衆議院の解散は、内閣不信任案の可決と否決の場合についてのみ第69条で定められ実質的な解散権が内閣にあることは規定されておらず政権の都合のいい時期に解散権を行使している。内閣が恣意的にタイミングを選べるような運用は是正すべき。        |